

島根労働局発表
平成26年11月13日

担	雇用均等室
	室長 岡村 宏行 地方機会均等指導官 永見 貴子
当	
Tel	0852-31-1161



ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク「きらら」

労働局長が、ポジティブ・アクションの取組を 促進するため、直接企業を訪問します

島根労働局（局長 古田宏昌）は、ポジティブ・アクションの取組促進のため、島根県内の企業の訪問を実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、この取組は、平成24年6月から、厚生労働省で実施している「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の一環として行うものです。

1 趣旨・目的

都道府県労働局長等が、管内の企業や団体を訪問し、ポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言や先進的な事例の情報提供等を行うなど、県内企業の取組を促すものです。

また、女性の活躍促進を図るため、企業や団体の取組状況について、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の活用による情報開示促進の働きかけを行っています。

2 日時・訪問企業

日時：平成26年11月19日（水） 午前10時00分から（約30分程度）

企業：島根電工株式会社

3 内容

- ・女性社員が現在どのように活躍しているのか客観的に把握し、男性社員の活躍状況と格差がある場合には、その原因を分析し問題点を発見すること。
- ・労働局においては、企業の現状を踏まえ、ポジティブ・アクションの具体的な取組ができるよう助言を行い、必要に応じて先進的な事例の情報提供等を行うこと。

- ・女性社員と男性社員の活躍状況に格差がある場合には、現状の分析及び労働局からの事例提供等を踏まえ、各企業の実態に応じた目標等を検討し、その目標を達成するための効果的な取組及び取組計画を検討すること。
- ・企業の取組状況について、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の活用による情報開示促進の働きかけを行うことにより、ポジティブ・アクションへの関心を高め、社会気運の醸成を図ること。